安来市公告

土地及び建物売却公告

安来市では、次の土地及び建物を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第１項に基づき、一般競争入札により売り払いします。購入を希望される方は、次の事項を確認の上、ご参加ください。

令和４年２月１７日

安来市長　田　中　武　夫

１．　売り払い物件（土地および建物）

【土地】

所在地	地 目	公簿地積
安来市広瀬町布部1688番3	宅 地	226.22㎡

【建物】

所在地	構造	種類	延床面積	建築年月
安来市広瀬町布部1688番3	木造セメント瓦葺平家建	居宅	59.62㎡	昭和46年12月
安来市広瀬町布部1688番3	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	物置	6.37㎡	昭和46年12月

２．予定価格（最低入札価格）　９７２，７４６円

備考：予定価格は、当該物件における最低売却価格であり、予定価格未満での入札は無効とします。

３．売り払いに係る条件

（１）現況有姿のまま、売買代金完納と同時に引渡します。

（２）売買代金は売買契約締結（落札者決定後７日以内）と同時に一括納付、又は売買契約締結後６０日以内に支払うものとします。

（３）所有権の移転登記は、売買代金の完納が確認された後、市において行いますが、その際に必要となる登録免許税については、落札者の負担となります。

（４）売り払い物件については、契約書において次のとおり用途制限を行います。期間

は売買契約の日から５年間とします。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号及び第６号の規定に該当する者の事務所、住宅またはこれらに類するものの用途に供してはならないこと。

② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条に規定する観察処分を受けた団体の事務所、住宅またはこれらに類するものの用途に供してはならないこと。

③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和２３年法律第１２２号)第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供してはならないこと。

④ その他、周辺環境に著しく悪影響を及ぼす用途に供してはならないこと。

⑤ 上記①から④までに掲げる用途に供するおそれのある第三者へ譲渡し、または貸付してはならないこと。

（５）現況有姿による売買であり、買主は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された本件売買物件が種類、品質又は数量等に関して、本契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完・代金の減額・損害賠償の各請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、買主が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第２条第１項に規定する消費者である場合にあっては、契約不適合を知った日から１年間はこの限りではありません。

（６）「入札物件の状況」は、物件の概要を把握するための参考資料です。現地及び諸規制等の確認は入札参加者ご自身において行ってください。

また、落札者には、契約に先立って「物件状況確認書（告知書）」に当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただきますので、参加申込の前に必ず「物件状況確認書（告知書）」をご確認ください。

４．入札参加の条件

法人又は個人

５．現地説明会

行いません。

物件の現況を確認したい場合は、事前連絡により受け付けますので、令和４年３月１４日までに安来市管財課（電話０８５４－２３－３０３０）までお問い合わせください。

６．入札参加申込

（１）申込期間　令和４年３月１０日（木）午後３時まで（持参・郵送共に必着）

（２）申込方法　申込書及び添付書類を持参または郵送

（３）申 込 先　〒692-8686　島根県安来市安来町８７８番地２　安来市管財課

（４）申込に必要な書類

①　申込書（※１）

②　申込、入札及び契約に使用する印鑑の印鑑証明書（※２）

③　本籍地の市区町村長が発行する身分証明書（個人の場合）（※２）

④　現在事項全部証明書（法人の場合）（※２）

⑤　安来市税納税証明書（安来市に課税がある場合のみ）（※２）

⑥　消費税及び地方消費税納税証明書（法人の場合）（※２）

⑦　代表者選任届（共同買受けをする場合）（※１）

⑧　委任状（法人で、本店でなく支店等で入札及び契約を希望する場合）（※１）

※１　安来市管財課または安来市ホームページから入手できます。

※２　提出日の３ヶ月以内に交付されたもので写しは不可です。

（５）注意事項

①　入札に参加を希望される方は、必ず参加申込をしてください。

②　共同買受けをする場合は、代表者の名前で参加申込を行ってください。また、添付書類は共同買受人すべての方について必要となります。

７．入札および開札

（１）日時　令和４年３月１６日（水）　午後２時

（２）場所　安来庁舎２階２０１会議室

（３）注意事項

①　入札回数は、１回とします。

②　電話、ＦＡＸ、郵便及びインターネットを利用した入札はできません。

③　入札時刻に遅参された場合は失格とします。

８．入札に参加できない者

（１）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

（２）地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号の規定により、入札に参加することができないとされた者

（３）安来市税について未納の徴収金がある者

（４）消費税及び地方消費税について未納の税額がある者

（５）地方自治法第２３８条の３に該当する者

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号から第４号及び第６号の規定に該当する者

（７）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第５条に規定する観察処分を受けた団体

（８）入札参加に関して、市から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者

９．無効となる入札

前項に掲げる者が行った入札及び安来市契約規則第１０条の各号に該当する入札

10．落札者の決定方法等

（１）開札し、予定価格以上の価格であって最高価格を入札された方を落札者とします。

（２）最高価格を入札された方が２名以上の場合は、地方自治法施行令第１６７条の９の規定により、くじにより落札者を決定します。

（３）入札参加者は、地方自治法施行令第１６７条の８第２項の規定により、一度提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができませんのでご注意ください。

（４）売買契約は、落札者決定後７日以内に締結します。

11．入札時に持参するもの

（１）印鑑（実印）　※申込時に提出した印鑑証明書のもの

（２）筆記用具（消せるものは不可）

（３）入札書　※安来市管財課または安来市ホームページから入手してください。

（４）代理人による入札の場合は、委任状とその代理人の印鑑

12. 入札保証金

免除します。

13. 契約保証金

（１）保証金額　売買金額の１００分の１０以上（ただし、売買契約締結と同時に売買代金を全額納付した場合は免除します。）

（２）納入方法　安来市が発行する納入通知書により契約の締結と同時に納付してください。

（３）注意事項　契約保証金は、売買代金の一部に充当します。

14. その他

ご不明な点は、安来市管財課（電話０８５４－２３－３０３７）までお問い合わせください。